

44 食品アクセス確保緊急支援事業

令和7年度補正予算額 600百万円

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援とともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

<事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80% [令和12年度まで]）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ① 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- ② 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ③ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- ④ 課題解決に向けた計画の策定

<事業イメージ>

[1について]



2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けた機能強化支援

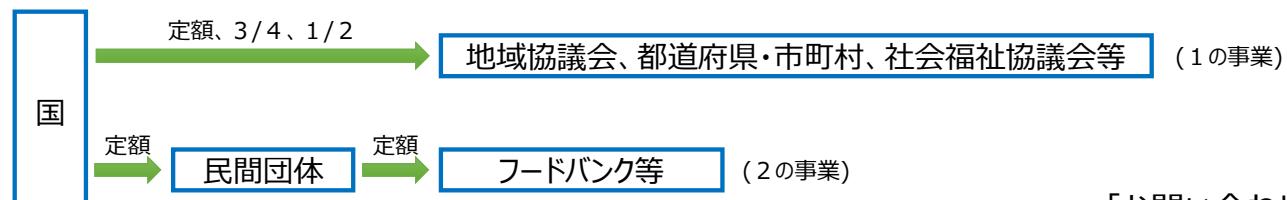
地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

[2について]



未利用食品の取扱いを拡大
多様な食料へのアクセスを確保

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)